

「自然災害の発生と法制度」(初版1刷) 正誤表

頁	行・図	誤	正
48	5行目	平成27(2005)年	平成27(2015)年
144	下から 5行目	宅地造成等規制区減	宅地造成等規制区域
153	10行目	第1条において「南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定める」ことにより「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図る」としている。この法律は予知を前提にしておらず、津波からの防護や避難の計画を立てることが主体となっている。	この法律は予知を前提にしておらず、津波からの防護や避難の計画を立てることが主体となっている。その後、平成23(2011)年の東日本大震災の発生を踏まえ、いかなる大規模な地震およびこれに伴う津波が発生した場合にも、人命だけは何とか守るとともに、わが国の経済社会が致命傷を負わないようハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的として、平成25(2013)年11月に『南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法』に改正された。